

6 主な施設・サービスの説明

高齢者関係施設

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。

○介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある高齢者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を受けることができます。

○通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常生活動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

○小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、必要に応じてホームヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まり介護を受ける多機能なサービスの提供をします。



児童関係施設

○児童養護施設

家庭における養育が困難で保護を必要としている子ども（おおむね1歳～18歳まで）を保護、養育し、家庭へ戻るまで、あるいは、社会的に自立するまで支援していく施設です。

○自立援助ホーム

家庭で生活することが難しい15歳～20歳位の青年達が、就労による生活にて社会的な自立を目指す勤労青年のホームです。

○保育園

保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない子ども（0歳～5歳の乳児および幼児）を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設です。



障がい児関係施設



○特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

○児童発達支援

知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行っています。児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導を行い、社会生活への適応性を目指している施設です。

○放課後等デイサービス

障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスです。

障害者（知的・身体・精神）支援施設等



○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

○施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

○日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、送迎サービス、その他市町村が認めた支援を地域のニーズに応じて行うものです。

○生活介護

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

○就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

○就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。

○地域活動支援センター

障がい者（身体、知的、精神）が創作的活動や生産活動の機会の提供を受けるとともに、社会との交流の促進を行う施設です。

○デイケアセンター

精神科医療機関が治療プログラム（外来診療）の一環として実施しています。グループ活動等を通して、社会復帰することが目的です。

○共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。